

令和7年9月9日

鳥取大学農学部における小型貨物自動車の調達に係る参考見積の依頼

本学では、農学部において小型貨物自動車の調達を競争入札により実施することを計画しており、その仕様策定のための事前調査を実施いたします。

ついては、下記に掲げる物品の内、提案可能なものについて参考見積書の提出をお願いいたします。

なお、提出いただいた見積に基づき、仕様策定の上、別途資料提供招請を公示する予定です。

記

- (1) 件名 小型貨物自動車 一式
- (2) 数量・規格 別紙参照
- (3) 納品場所 鳥取大学農学部
- (4) 納入期限 令和8年3月31日（火） ※予定
- (5) 見積書提出期限 令和7年9月19日（金）15時00分**

【提出先】 鳥取大学財務部契約課備品・図書係（担当：広原）
電話番号 0857-31-6781 FAX 番号 0857-31-6785
メール fi-bihin@ml.adm.tottori-u.ac.jp
※メールまたは FAX の提出で結構です。

【留意事項】

- ①規格に適合する車種が存在しない場合は、お手数ですが、その旨をお知らせください。 ※メール、FAX、電話いずれの方法でも結構です。
- ②本調査は、現時点で本学が希望する規格の車種が存在するかを調査するものであり、メーカーは不問です。

(別紙) 小型貨物自動車 一式の数量・規格

【内訳】

・小型貨物自動車 1台

※実際の調達時は各種オプション等を要件としますが、本調査では車両本体のみの見積をお願いします。

【小型貨物車自動車の要件】

- ①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)の「自動車」における小型貨物車の基準を満たすこと。
- ②車種は、小型貨物自動車(5人乗り)であること。
- ③駆動方式は、四輪駆動方式であること。
- ④鳥取市内にメンテナンス・修理ができる拠点があること。

【参考】グリーン購入法における小型貨物車の基準(以下のどちらかを満たす必要があります。)

詳細は必ずグリーン購入法の本文を確認してください。

基準1:電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。)であること。

基準2:利用する燃料に対応した区分の燃費基準値を満たすこと。(以下に一例を示します。)

例)車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満の小型貨物車(ガソリン車で変速装置が手動式以外)で以下の要件のもの

- ・最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となる
- ・乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外と固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるもの
- ・運転者室の前方に原動機を有するもの

JC08 モード又は WLTC モードの燃費基準 → 14.7km/L 以上